

# 中央大学の未来

総合政策学部教授

横山 彰



## 1. はじめに

文部科学省が2001年6月に打ち出した上位30大学重点化構想には、医学部をもつ比較的歴史の浅い総合大学の名前があったのに、本学の名前がなかったと耳にした。なぜか。大学を評価する者と大学を評価する尺度によって、大学の評価が異なるからである。さらに驚くべきことには、世界的な学術雑誌に掲載された論文数やその引用回数など教員の国際的な研究能力で順位付けした場合、本学は上位100大学にも入っていないとのデータさえある。

自然科学系や経済学など一部の社会科学系の学問分野では、教員の国際的な研究能力を欧文学術雑誌掲載論文数や引用回数で評価することが、わが国でも支配的になりつつある。しかし、本学の中核である法学部の膨大な研究業績は、その学問分野の特徴からして邦文中心であるので、欧文学術雑誌掲載論文数やその引用回数では正しい評価がなされない。文部科学省の研究重点化大学を選定するときの大学評価は、教員の邦文研究業績を全く無視した欧文研究業績だけによる研究実績の評価であり、大学の教育実績なども加味した総合的な大学評価ではないかもしれない。だが、こうした大学評価も事実なされていることを、冷静に認識しておく必要がある。

## 2. 實地應用ノ素ヲ養フ

アカウンティング・スクールの設立準備も整い、いよいよロー・スクールだ。これが本学のここ2-3年先の基軸であることは、本学関係者の誰もが認めている。高度職業人の養成をめざす専門大学院の充実、本学の「建学の精神」である「實地應用ノ素ヲ養フ」にも合致する。「實地應用ノ素ヲ養フ」という言葉は、本学創立の理念を明記した「英吉利法律学校設置広告」（郵便報知新聞付録第3731号明治18（1885）年7月20日）にあり、「法科の中央」の神髄なのだ。

この「實地應用ノ素ヲ養フ」という言葉を手がかりに、文部科学省の研究重点化大学構想をも考慮しながら、ロー・スクールができた後の中央大学の未来像を、私なりに描いてみたい。言うまでもなく、ロー・スクールを中心とした専門大学院だけでなく従来大学院の充実とともに学部や付属高校の充実を図って、はじめて本学の未来が展望できる。問題は、充実を図るときの理念である。

慶應義塾大学や早稲田大学に対して本学が圧倒的に比較優位をもっていたのは、法学である。多摩キャンパスに移転するまで、本学は「法科の中央」を名実とも誇っていた。その後の司法試験の結果をみて、本学の凋落ぶりを嘆く學員が多い。その一方

で、司法試験で一喜一憂することに冷やかな學員もいる。いつまでも「法科の中央」ではなく、法とともに「我こそ」「我が学部こそ」という気概で、各学部が長い時間努力してきたし、そうした学部出身の學員の皆さんもご努力してきた。これも事実である。

だが、そうした学部や學員の努力が成功したのも、本学の神髓である法学部と法学部出身の學員の存在があったればこそとも言えよう。別言すれば、すべての學員が「法科の中央」という暖簾や信用から有形無形の恩恵を得てきたのである。

「法科の中央」の背後には、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神が通奏低音のごとく横たわっている。また、本学の創立にかかわった入江（穂積）陳重・岡村輝彦・増島六一郎・土方寧の四人が明治9（1876）年から明治20（1887）年にかけて入学したロンドンのミドル・テンプルにおける法曹教育の精神が脈々と流れている。このミドル・テンプルと、インナー・テンプル、リンカーンズ・イン、グレイズ・インの4つの法学院は、Inns of Court といわれ、イギリス法曹教育＝バリスター資格附与の教育および選考・試験の独占教育機関であった（島田次郎「ミドル・テンプルと日本人留学生覚え書」『中央大学百年史編集ニュース』第5号、1985年4月26日）。創設者の一人で英吉利法律学校初代校長である「増島の法思想は、イギリスの経験哲学とその伝統を継承した歴史法学および儒教道徳を基礎としていたのと同様に、教育思想もまたこれらを土台にしている。…教育においても「演繹主義を排して帰納的教育主義」に徹することを強調している。…増島の英吉利法律学校創立の精神は、「士人の業に従事するも高潔の人」、そして、実地の学問と経験をつんだ人々を広く養成することにあったということができ

よう。」（土方直史「建学の精神」をめぐって 増島六一郎の場合）『中央大学百年史編集ニュース』第3号、pp. 9-10、1983年12月26日）。

こうした本学の来歴と現状を踏まえて、21世紀における中央大学の新展開を行うためには、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神と、「法科の中央」としての研究教育の歴史と実績における他大学への比較優位性にこそ、その未来作りの理念を求めべきである。

### 3. 「法科の中央」を前面に出した総合大学へ

この理念に基づき、どのような青写真が描けるのか。ロー・スクールができたときの中央大学の姿や法学部や法学研究科の姿を、学長や理事長そして法学部の先生方がどのようにお考えなのか、私は全く存じ上げない。従って、ご無礼な点多々あるかも知れないが、ここから私の独断による個人的な青写真を素描してみたい。

ロー・スクールができたときには、従来の法学研究科も法学部も変容を余儀なくされるだろう。特に、ロー・スクール構想に含まれない法学領域や政治学領域がどうなるかよく分からないが、学生も教授陣もカリキュラムも変化することになるかも知れない。だが、ロー・スクールは法学部や法学研究科以外の学部や大学院にはあまり影響を及ぼさない、と考える人々もいるだろう。しかし本学の来歴からして、ロー・スクールの存在や法学部や法学研究科の変容は、他の学部や研究科にも大きな影響を及ぼすことになる。ロー・スクールが高い評価を獲得すれば、本学の共通財産として、他の学部や研究科の質を向上させることになる。しかし他方、ロー・スクールの充実が法学部教育にマイナスの影響を及ぼし本学の屋台骨である法学部を揺るがすなら

ば、他の学部や研究科にも悪影響が出るだろう。

中央大学そのものが、「法科の中央」として世間に認知されている。このことを否定する中大関係者はいないだろう。だとすれば、「法科の中央」を前面に出した総合大学への青写真があってもよい。私が考える青写真は、「法科の中央」を核にした大学作りである。荒いスケッチだが、大きな方向性を述べてみたい。

### (1) すべての学部で法学教育の充実を

法学部以外の学部においても、「法科の中央」としての特色を出せるカリキュラム体系を検討し、早慶などの有力私大の学部との差別化を目指す。中大の経済学部・商学部・理工学部・文学部・総合政策学部では、法哲学や基本的な法律に加え各学部の専門領域に関連する法律についてのカリキュラム体系をもち、中大すべての学生に法学の素養を身に付けさせるようにする。

総合教育科目としての法学教育の充実

法哲学や憲法・民法・刑法・商法などの基本的な法律科目を1-2年次に配するなど、各学部共通の法学教育体制を創る。

外国語教育科目としての法学教育の充実  
外国語教育の内容も、それぞれの学部本来の専門領域に関するものと、下記の で述べるような法学との融合領域に関するものを中核に据える。

専門教育科目としての法学教育の充実

law and economics, law and business, law and science, law and engineering, law and technology, law and information, law and culture, law and history, law and philosophy, law and sociology, law and administration, law and policy などのような法学と他の学問分野の融合領域については、法学部以外の各学部が専門教育科目として充実させる。

広い意味での法学を専門とする教員の充実

上記 から までの法学教育を充実させるためには、広い意味での法学を専門とする教員を充実させるとともに、こうした法学関係の新任教員の所属を法学部にすることが是非とも必要になる。上記のように全学的に法学教育を充実させるには、優れた研究業績と教育能力を備えた教員を採用する必要がある。スカウト人事にせよ公募人事にせよ、他学部でなく法学部の人事であればこそ、そうした最先端の法学研究者を確保できるのである。

このことは、次に述べる大学院教育の充実とも関連する。いまの学部縦割りの教員組織では、ある学部教育において専門教育科目でない科目を担当している教員の力が十分発揮できないと考えられる。その教員が専門とする研究分野においては、大学院教育を十分に担当できる研究業績をもっていたとしても、その学部の上にある大学院では授業や研究指導を担当していないか、担当していたとしても受講する学生にとっては専門科目でないことから緊張感のある授業になりえない可能性がある。また、学部レベルでもゼミ担当などで同じような可能性もある。

これでは、中央大学が持つ貴重な人的資源が無駄になる。すべての教員が、自分の研究専門分野に応じて学部や大学院に所属し、生き生きと研究教育できるようにすべきである。外国語教育科目を担当している教員も、研究専門分野を持っているのだから、その専門に応じて学部や大学院に所属すべきである。例えば、経済学部外国語専任教員の最近の研究テーマ（『中央大学学部ガイド2002・経済学部』p. 18）をみれば、外国語そのものの研究だけではなく政治史や思想や比較文化や芸術などの研究もあり多岐にわたっている。この教員と文学部の



教員の違いは、どこにあるのだろうか。

また、法学部や総合政策学部にも所属する経済学関連科目を担当する教員と経済学部の教員の違いは、どこにあるのだろうか。理工学部や文学部や経済学部にも所属する法学関連科目担当の教員は、法学部の教員とどこが違うのか。たまたま教員募集のタイミングなど研究業績以外の理由で所属する学部や大学院に違いが出たとしたら、所属学部が違うだけでゼミや大学院などで専門領域の指導ができる教員とできない教員に分けられることは、中央大学全体で見れば人的資源の大きな無駄となる。広い意味での法学を専門とする教員を充実していく過程で、こうした無駄を減らしていくこともできるのである。

## (2) 行政大学院の創設を

大学院の充実については、アカウンティング・スクールとロー・スクールだけでよいのか。法学研究科の国際企業関係や政治行政関係の専門大学院をどのように構想するか。政策大学院なのか。専門大学院と従来大学院とをどのように関連付けるのか。これらの点に関連させ、私なりの大学院教育の青写真を描いてみたい。

大学院教育でも、できうる限り「法科の

中央」を前面に出した体制作りをすべきである。研究者養成だとしても、上述したような法学と他の学問分野の融合領域は最先端の研究領域だから、そうした新しい学問分野の研究者養成を意識的に行えば、他の大学院と競争できる。ましてや社会人対応の大学院教育では、現実社会の経験を積んだ人々に則した実地の学問を教授するのであるから、現行法の解釈と運用についての知識と理解が極めて重要になるだろう。さらに、人間の営みを対象とした研究領域であれば、ルールや秩序や集合的意思決定など広い意味での法学からのアプローチが重要になる。いかなる社会であれ、その社会における人々のさまざまな営みの結果として表に現れてくる現象を考察するときには、その社会を動かしている慣習や取り決めや規則そのものを正しく認識する必要があるし、そうした規則を執行し管理する仕組みについての知識も不可欠である。

そうした規則を執行し管理する仕組みを対象とした伝統的な学問に、行政法や行政学がある。行政法や行政学は、政府のように公的な社会にかかる規則の執行管理を研究対象にするが、民間企業や民間非営利団体のように私的な社会にかかる規則の執行管理を研究対象としたのが経営組織論や組

織管理論などである。

ロー・スクールを立ち上げた後、政治行政関係の専門大学院をどのように構想するか。一つの答えは、行政大学院である。「法科の中央」を実質支えてきたのは、法曹界で活躍している学员だけではなく、国家公務員・地方公務員として行政組織で活躍している学员である。政策実施を含めた法の執行を担ってきた人材、とりわけ地方政府レベルの法の執行を担ってきた人材の多くは、本学の法学部出身者である。21世紀は地方の時代であり、地方分権が推進されればされるほど、「法科の中央」を支えている白門行政官の力が重要になる。この白門行政官の力を一層強化するために必要になるのが、行政大学院なのである。これは、国家公務員・地方公務員として行政の政策現場で経験を積んだ人々に則した実地の学問を教授する大学院である。さらに行政大学院では、理工出身の土木など技術職系の国家公務員・地方公務員にも行政や財政や政策評価などのカリキュラムを用意できる。また文学部などから教員試験をパスして公立学校で教職についている学员の皆さんにとっても、行政大学院は魅力あるものになりえよう。

これこそ、本学の来歴と現状を踏まえ21世紀における中央大学の新展開を行うための大学院構想になり、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神に合致し、「法科の中央」としての研究教育の歴史と実績において他大学を凌駕する比較優位性をもつ大学院になる。

先日教職員食堂で、このような行政大学院について経済学部行政学の先生とお話しているとき、行政大学院をロー・スクールと同時に創設すれば本学の強い意志が示せること、また行政大学院は国家公務員・地方公務員の社会人学生間の人的ネットワークを強化するためにも通信制大学院でな

く通学制大学院がよいこと、通学制だとすれば行政大学院キャンパスとしては都心で廃校になった小学校跡地が魅力的なことなど、夢追いに話が弾んだ。しかし、こうした行政大学院の構想について法学部の政治行政関連の先生方がどのようにお考えなのか、またその実現に向けいかに指導的役割を担って下さるかが大きな鍵になりますね、ということで話を終えた。

#### 4. おわりに

中央大学という社会は長い歴史をもち、それぞれの時代に教員・職員・学生・卒業生や学生父母がそれぞれ中大に関与してきた。その結果、いまの中央大学がある。いまの中央大学は、先人たちの業績によって築かれてきた。ここでいう先人とは、創設者などの教員だけでなく、それぞれ過去の時代に中大に関与してきたすべての人々のことである。彼らの努力を未来に繋げるのが、いまの中央大学に関与している教員・職員・学生・卒業生や学生父母である。中央大学関係者にとって、他大学では代え難い何かが、いまの中大にあるのか。「かけがえのない中大」なのか。

いまの中央大学に関与している教員・職員・学生・卒業生や学生父母は、「かけがえのない中大」づくりに何ができるのか。過去のため、いまのため、未来のため、関係者にとって共有財産である中大をどうしたら良いのか一緒に考え、力を合わせ「かけがえのない中大」づくりをしていくことが求められる。知恵と汗だけでなく、さまざまな貢献の仕方がある。あなたは、中大のために何ができますか。

本学の来歴と現状を踏まえ中央大学の未来を切開くためには、いまこそ、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神に立脚し、「法科の中央」を前面に出した総合大学づくりに邁進するときなのである。